

四日市市告示第 116 号

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱を次のように定める。

平成 30 年 3 月 23 日

四日市市長 森 智広

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号）に定めるもののほか、家庭向けの新エネルギー設備等（以下「設備」という。）を導入する者に対し、四日市市スマートシティ構築促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、設備を購入し、住宅等（その敷地を含む。以下同じ）に設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、市民が行う住宅での創エネ・蓄エネ・省エネを積極的に支援し、もって四日市市域における地球温暖化防止対策の推進及びスマートシティの構築に資することを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象者は、次の各号のすべてに該当する個人とする。

- (1) 当該年度の別に定める期間に、次条に該当する事業を行う者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 「クールチョイス」（省エネ・低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組みのことをいう。）に賛同し、行動することを宣言する者であること。

(補助金交付の対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において、自己が居住に供することを目的として、次条に定める設備を住宅等に設置する事業又は設置された住宅等を購入する事業とする。

(補助対象設備)

第 5 条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、自己が所有する未使用のもので、次の各号に掲げるものとする。ただし、第 1 号に規定する設備を導入する場合は、当該設備を導入する同一の場所において、第 2 号から第 5 号までに規定する補助対象設備のいずれかを、同時に申請しなければならない。

(1) 太陽光発電設備

ア 1件当たりの太陽電池の最大出力（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう。）が1キロワット以上10キロワット未満（キロワット表示で、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）であること。

イ 低圧配電線と逆潮流有りで連系すること。

(2) 燃料電池設備 国の導入支援事業において、補助対象設備として登録されているもの。

(3) 蓄電池（家庭用定置型） 国の導入支援事業において、補助対象設備として登録されているもの。

(4) 家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）

ア 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの。

イ 当該設備を設置した住宅において、その居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積することで、電力使用量の「自動制御」や「見える化」が実現できること。

(5) 地中熱ヒートポンプ ヒートポンプや空気循環型等掘削を必要とし、地中熱を熱源として、その熱を空調・給湯のエネルギーとして利用するもの。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。ただし、交付の条件として、補助対象設備の購入及び設置に係る工事費用を補助金額が上回らないこと。

（募集及び交付申請）

第7条 市長は、募集期間及び募集件数を決定し、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を募集する。

2 申請者は、第4条に規定する事業に着手する前に四日市市スマートシティ構築促進補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う調査等（以下「審査、調査等」という。）により、予算の範囲内において、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、申請者に対して、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に際して、必要に応じ、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により不交付となった申請者に対して四日市市スマートシティ構築促進補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（計画変更・中止）

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、補助対象事業の内容の変更をしようとする場合又は補助対象事業を中止しようとする場合は、直ちに四日市市スマートシティ構築促進補助金計画変更（中止）承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付申請書のうち次の各号に掲げる事項の変更については、この限りでない。

- (1) 太陽光発電設備の発電能力（ただし、変更後の最大出力が1キロワット以上10キロワット未満であること）
- (2) 補助対象事業の事業着手予定日
- (3) 補助対象事業の事業完了予定日

- 2 市長は、前項の規定により申請を承認したときは、四日市市スマートシティ構築促進補助金計画変更（中止）承認通知書（第5号様式）により決定者に通知するものとする。
- （実績報告）

第10条 決定者は、補助対象事業が完了後、四日市市スマートシティ構築促進補助金実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。なお、実績報告書は当該年度内の別に定める期限までに提出すること。

（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付確定通知書（第7号様式）により決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定により補助金交付確定通知を受けた者は、速やかに四日市市スマートシティ構築促進補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、交付請求書が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認められるときは決定者に対し補助金を交付するものとする。

（管理）

第13条 決定者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間継続して使用しなければならない。

- 2 決定者は、補助対象設備が毀損又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければ

ならない。

(処分の制限)

第14条 決定者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象設備を処分（売却、譲渡、交換、貸与、担保及び廃棄をいう。）しようとするときは、あらかじめ四日市市スマートシティ構築促進補助金に関する財産処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、処分承認申請書が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認めるときは、四日市市スマートシティ構築促進補助金に関する財産処分承認通知書（第10号様式）により決定者に通知するものとする。

(検査)

第15条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、決定者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 当該年度の別に定める提出期限までに実績報告書を提出しない場合

(2) この要綱及びこの要綱の施行に関し必要な事項を定めた要領又はこれらに基づく条件に違反した場合

(3) 補助金を補助対象設備の設置以外の用途に使用した場合

(4) 補助対象設備の設置を中止しようとする場合

(5) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

2 決定者は、市長が前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 決定者は、第14条の規定により承認を受けて補助対象設備を処分した場合において、市長の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(協力)

第17条 市長は、決定者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。この場合において、決定者はこの求めに応じなければならない。

(1) 使用状況の調査

(2) その他市が協力依頼する事項

(補助金の評価)

第18条 市長は、補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に
検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の
適切な措置を講じるものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別
に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(有効期日)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り効力を失う。

(環境部環境保全課)

別表（第6条関係） 補助金の額

補助対象設備	補助金の額
(1) 太陽光発電システム	一件 30,000円
(2) 燃料電池設備	一件 30,000円
(3) 蓄電池（家庭用定置型）	一件 50,000円
(4) HEMS	一件 10,000円
(5) 地中熱ヒートポンプ	一件 300,000円

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付申請書

四日市市長

申請者

フリガナ		印	
氏名			
現住所	〒		
電話番号	(固定電話)	(携帯電話)	

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第7条第2項に基づき、下記のとおり必要書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 補助金交付申請額 _____円
太陽光発電設備 燃料電池設備 蓄電池（家庭用定置型） HEMS 地中熱ヒートポンプ
※詳細は、第1号様式別紙に記載のとおり
- 設置場所：現住所と同じ 新築等（四日市市）
- 事業着手日（予定）： 年 月 日 ～ 事業完了日（予定）： 年 月 日
（補助対象設備のうち最も早いもの） （補助対象設備のうち最も遅いもの）

4. 申請書類に関する手続き代行者（本人が手続をする場合には記入不要）

業者名		住所	
担当者名		電話番号	

※上記の者からの市に対する提出書類の内容等に関する問い合わせについて、市が応じることを同意しますか。

同意します

5. 申請事項に関する誓約

当申請にあたり市税の納付状況の確認等、申請内容の確認等に必要な情報の閲覧に同意し、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱及び四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要領の定めに従います。また、以下の項目について、事実と相違ないことを誓約します。

●私は市税を滞納していません。	<input type="checkbox"/> はい
●申請する補助対象設備は申請者自身が所有する未使用のものです。	<input type="checkbox"/> はい
●申請する補助対象設備を設置する住宅等は、申請者自身が所有者です。 <small>※「いいえ」の場合は、建築物等の所有者の承諾書を添付してください。</small>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

【添付書類】

- ①「クールチョイス」賛同宣言書
- ②補助対象設備の仕様が確認できるカタログ等の書類
※HEMSについては、「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していることが分かるもの
※地中熱ヒートポンプにおいては、要綱第5条に規定する要件が確認できるもの
- ③その他市長が必要と認める書類

第1号様式 別紙（第7条関係）

（1）申請事業の内容

※太陽光発電設備については10kW未満かつ、他の設備を同時期導入することが条件

補助対象設備	メーカー名	機種名（型番）	補助金の額
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備※ 発電能力（ ）kW			30,000円
<input type="checkbox"/> 燃料電池設備 発電能力（ ）kW			30,000円
<input type="checkbox"/> 蓄電池（家庭用定置型） 蓄電容量（ ）kWh			50,000円
<input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム （HEMS）			10,000円
<input type="checkbox"/> 地中熱ヒートポンプ			300,000円
補助金交付申請額の合計			円

様

四日市市長

四日市市スマートシティ構築促進補助金
交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市スマートシティ構築促進補助金については、下記のとおり決定したので、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第8条第1項に基づき通知します。

記

1. 補助対象設備 :
2. 補助金の額 : 円
3. 補助金の交付の条件
 - (1) 四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱を厳守すること。
 - (2) 四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要領を厳守すること。
 - (3) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておくこと。
 - (4) この補助金の交付についての市の立入検査及び監査に応じること。
 - (5) 補助対象設備の設置等の完了後、速やかに実績報告書を提出すること。
 - (6) 補助対象設備の耐用年数の期間内において、補助対象設備を処分する場合は、処分承認申請書を提出すること。

第3号様式（第8条関係）

第 年 月 日
号

様

四日市市長

四日市市スマートシティ構築促進補助金
不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市スマートシティ構築促進補助金については、下記のとおり決定したので、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第8条第3項に基づき通知します。

記

1. 補助対象設備 :
2. 不交付の理由

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

印

（印鑑は申請時と同一のものを捺印ください。）

電話番号（ ） —

四日市市スマートシティ構築促進補助金
計画変更（中止）承認申請書

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり計画の変更（中止）の承認を申請します。

記

1. 計画変更（中止）申請をする補助対象設備

太陽光発電設備 燃料電池設備 蓄電池（家庭用定置型）

HEMS 地中熱ヒートポンプ

2. 計画変更の内容及び理由

3. 計画変更（中止）後の補助金交付申請の合計額： 円

添付書類

計画変更の場合は、変更内容が確認できる書類

第 年 月 日
号

様

四日市市長

四日市市スマートシティ構築促進補助金
計画変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで提出のあった計画変更（中止）承認申請については、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 補助対象設備 :

2. 変更（中止）の内容

3. 補助金の額 円

四日市市長

住 所

氏 名

印

(印鑑は申請時と同一のものを捺印ください。)

電話番号 () -

四日市市スマートシティ構築促進補助金実績報告書

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり事業が完了したので報告します。

記

1. 補助対象設備

補助対象設備	メーカー名	機種名 (型番)	設置費用 (対象設備に係るもの)
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 発電能力 () kW			
<input type="checkbox"/> 燃料電池設備 発電能力 () kW			
<input type="checkbox"/> 蓄電池 (家庭用定置型) 蓄電容量 () kWh			
<input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム (HEMS)			
<input type="checkbox"/> 地中熱ヒートポンプ			

2. 事業着手日： 年 月 日 ～ 事業完了日※： 年 月 日
(補助対象設備のうち最も早いもの) (補助対象設備のうち最も遅いもの)

※太陽光発電設備の場合は、電力会社等との電力受給開始日。それ以外は、設置工事又は竣工検査の完了日とする。

【添付資料】

①補助対象設備の設置費に係る領収書の写し又はそれに類するもの

※領収書に補助対象設備についての明記が無い場合は、領収書と同じ印のある内訳書の写しを添付すること

②設備を設置した住宅等の全景が分かるカラー写真

③設備を設置した住宅等の場所が分かる地図

④太陽光発電設備においては、以下のとおり

- ・太陽光パネル及びパワーコンディショナーの設置が確認できるカラー写真
- ・電力受給契約に関する書類（「発電設備の連携に関するお知らせ」等）の写し

⑤燃料電池設備、家庭用蓄電池、HEMSにおいては、設置が確認できるカラー写真

⑥地中熱ヒートポンプにおいては、設置が確認できる施工中のカラー写真

⑦その他市長が必要と認めるもの

第7号様式（第11条関係）

第 年 月 日

様

四日市市長

四日市市スマートシティ構築促進補助金
交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった四日市市スマートシティ構築促進補助金については、下記のとおり確定を行いましたので、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第11条に基づき通知します。

記

1. 補助対象設備 :
2. 確定した補助金の額 : 円

四日市市長

住 所

氏 名

印

(印鑑は申請時と同一のものを捺印ください。)

電話番号 () -

四日市市スマートシティ構築促進補助金
交付請求書

年 月 日付で補助金交付額の確定通知を受けた四日市市スマートシティ構築促進補助金について、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第12条第1項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助対象設備 :

太陽光発電設備 燃料電池設備 蓄電池（家庭用定置型）

HEMS 地中熱ヒートポンプ

2. 請求する補助金の額 : 円

3. 補助金の振込先（申請者と同一名義の口座）

金融機関名		支店名	
預金種別	普通	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

四日市市長

住 所

氏 名

印

(印鑑は申請時と同一のものを捺印ください。)

四日市市スマートシティ構築促進補助金に関する
財産処分承認申請書

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1. 補助対象設備 :

太陽光発電設備 燃料電池設備 蓄電池（家庭用定置型）

HEMS 地中熱ヒートポンプ

2. 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他

（ その他の理由 ）

3. 処分の時期

年 月 日から（ 年 月 日まで）

4. 処分の理由

5. 収益額（処分により収益があった場合は、その額を記載してください。）

第10号様式（第14条関係）

第 年 月 日
号

様

四日市市長

四日市市スマートシティ構築促進補助金に関する
財産処分承認通知書

年 月 日付けで提出のあった財産処分承認申請については、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第14条第2項に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 補助対象設備 :
2. 処分の方法
3. 補助金の額 円
4. 処分の時期
年 月 日から (年 月 日まで)
5. 処分の理由
6. 収益額